

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図る。

2 計画の内容

通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- ・通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善（PDCAサイクル）を回すことにより、通学路の安全確保を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行う。

2 計画の内容

- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行う。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

(1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進

- ア 生活道路空間における「ゾーン 30」の更新整備
- イ 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器のLED化等の安全対策の推進
- ウ 外周幹線道路を中心とした、リアルタイムな交通情報提供等の交通円滑化対策
- エ バリアフリー法に基づいた生活関連道路を中心に音響式信号機等を整備

(2) 通学路等における交通安全の確保

- ア 通学路の合同点検の実施
- イ 押しボタン式等信号機の改良・整備と維持管理
- ウ 歩行者用灯器の的確な整備と維持管理

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- ア 視覚障害者用付加装置等の音響式信号機の改良・整備や維持管理
- イ 高輝度標識の整備
- ウ 信号灯器のLED化の整備
- エ バリアフリー信号機等の整備や維持管理
- オ 歩道整備と連携したエスコートゾーンの整備

種 別	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

高規格幹線道路等整備事業 (単位：千円)

	補助事業	
	箇所	事業費
高規格幹線道路等整備事業	2	1,859,602

種 別	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。

- ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も交えた事故調査および分析体制の強化を図る。
 - ・事故危険箇所の中から4箇所程度を選定し、対策を立案する。
 - ・過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の必要性について検討を行う。
- (2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図る。
- ・一般国道1号
水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業継続
 - ・一般国道8号
塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス、米原貨物ターミナルの事業継続
 - ・一般国道161号
湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路（真野～坂本北）4車線化の事業継続
 - ・一般国道307号
信楽道路の事業継続

種別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

- (1) 事故危険箇所対策の推進
交通量等の交通状況を十分調査検討し、真に必要な交通規制の整備を推進
- (2) 幹線道路における適正な交通規制
道路環境と車両等の交通実態を勘案した、速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進
- (3) 交通安全施設等の高度化
 - ア 交通実態に応じた信号機の高度化改良、信号灯器のLED化の推進
 - イ 道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の整備

種別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造令や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

〔 補助事業 〕

(単位：千円)

事業区分		国 道		地 方 道	
		事業量	事業費	事業量	事業費
補助道路整備事業(改築)	箇所	8	2,368,583	49	4,817,175

* 補助道路整備事業の箇所数は重複箇所あり

〔 単独事業 〕

単独道路改築事業（改築）

1,396,570千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、5月28日から6月9日（6月2日6時から3日24時までを除く）の土日を含まない10日間名神高速道路において集中工事を実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工種	補助事業		単独事業	
	箇所	事業費	箇所	事業費
歩道	8	265,965	21	121,475
自転車歩行者道	19	827,219	10	57,519
交差点改良	7	127,753	-	-
その他（道路照明灯・防護柵等）	-	-	-	30,000

合計	34	1,288,999	31	208,994
----	----	-----------	----	---------

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画街路事業 (単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
県 事 業	5箇所	1,298,836
市 町 事 業	18箇所	2,751,017
合 計	23箇所	4,049,853

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

1 計画の実施方針および重点

県営事業および団体営事業により実施する農道や農業集落道路等における交通事故防止のため、交通安全対策等の整備を行う。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業 (単位：千円)

工 種	単位	県 営 事 業		団 体 営 事 業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防 護 柵	m	0	0	0	0
道 路 標 識	基	1	60	0	0
区 画 線	m	240	110	0	0
反 射 誘 導 標	基	0	0	0	0
反 射 鏡	基	0	0	0	0
防 犯 灯	本	0	0	0	0

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全施設等の戦略的維持管理
- (2) 歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路等対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

(1)～(5)

事		業	事業量	予算(千円)
補助事業	交通管制	端末対応設定費		29,835
		制御機更新	35基	58,590
		情報収集装置	3式	24,132
		光ビーコン更新	12基	7,248
		監視用カメラ更新	2基	7,700
		交通情報板更新	1基	17,792
		近江八幡下位装置更新	1式	119,841
		調査委託費		5,832
	信号機	更新	38基	58,050
		改良	13基	14,420
		信号灯器改良(LED化)	78式	73,152
		信号柱の更新	30本	29,130
		交通信号機調査委託費		7,258
	道路標識(路側式)		300本	19,200
	道路標識(オーバーハング)		30本	15,960
	道路標示 横断歩道(高輝度)		14km	19,180
	道路標示 実線(高輝度)		30km	23,820
	標識標示調査委託費			352
交通管制中央装置リース料			33,650	
補助事業合計			565,142	

事		業	事業量	予算(千円)
県単独事業	信号灯器の増灯等		90灯	21,720
	移設費		200箇所	48,800
	交通信号機調査委託費			5,851
	道路標識(路側式)		277本	22,183
	道路標示 横断歩道(高輝度)		3km	3,250
	道路標示 実線(高輝度)		15km	9,704
	県単独事業合計			111,508

(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

「標識BOX」、「信号機BOX」を活用した適切な交通規制管理の促進

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつづ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位：百万円)

工 種		単 位	事業量	事 業 費
一 種 事 業	歩道等（バリアフリー化を含む）	箇所	4	310
	交 差 点 改 良	箇所	5	800
	小 計			1,110
二 種 事 業	簡易パーキング（防災拠点化を含む）	式	1	519
	防 護 柵			
	道 路 標 識			
	情報機器（道路情報提供装置）			
	区 画 線			
小 計			519	
合 計				1,629

種 別	(5)歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

『高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別	(5)歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

バリアフリー化に伴う安全・安心な歩行空間の整備と維持管理の推進を行う。

2 計画の内容

バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響式信号機の改良・整備や維持管理を行う。

種 別	(5)歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全で安心して通行できるよう、歩道のバリアフリー化を推進する。

2 計画の内容

歩行空間のバリアフリー化事業

(単位：千円)

工種	補助事業		単独事業	
	箇所	事業費	箇所	事業費
バリアフリー	2	68,062	3	39,550

種 別	(6)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

○無電柱化の推進

- ・国道1号本宮地区（大津市）、竜が丘地区（大津市）、大路地区（草津市）、小柿地区（栗東市）の事業継続

種 別	(7)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 速度規制の見直し
- (2) 信号機の運用改善の推進

2 計画の内容

- (1) 速度規制の見直し
道路環境と交通実態にあった速度規制の見直しの推進を行う。
- (2) 信号機の運用改善の推進

信号をより守りやすくするため、交通実態を考慮して歩行者横断秒数の改善等を行うなど、運用改善に努める。

種 別	(8) 自転車利用環境の総合的整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

自転車と歩行者の錯綜を防止し、交通安全の向上を図る。

2 計画の内容

国道 8 号長浜市曾根北交差点から酢交差点において、自転車通行帯の明示計画検討を行う。

種 別	(8) 自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

自転車を安全かつ円滑に利用できる自転車利用環境の整備を行う。

2 計画の内容

自転車走行空間ネットワークの整備に伴う安全な自転車利用環境のための交通規制の検討を行う。

種 別	(8) 自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことの無いよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。

種 別	(9) 高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局、警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、高度道路交通システム（ITS）の構築を推進する。

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進する。

また、より高度で詳細な道路高速情報の提供・収集のため、光ビーコンの高度化更新を推進し、路線信号情報の提供および自動車走行履歴（プローブ）情報の収集を行い安全対策に活用する。

(2) 新交通管理システムの推進

交通管理の適正化を図るため、光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき安全・円滑な交通社会の実現を目指す。

種 別	(9)高度道路交通システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴（プローブ）の収集を行い、安全対策に活用する。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車利用の効率化
- (2) 自転車利用の促進

2 計画の内容

- (1) 交通需要のピーク時間帯の交通量を軽減させるため、管制エリア内の信号制御の見直しを考慮した安全で円滑な自動車利用の効率化を図る。
- (2) 道路環境整備に合わせた自転車通行帯等の自転車利用環境整備の推進

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点改良等の交通容量の拡大を推進します。

2 計画の内容

関係機関と連携し、渋滞対策を推進する。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

交通混雑期における交通集中の分散化

2 計画の内容

GW、お盆、年末年始の交通混雑期において、休憩施設および料金所等に渋滞予測ガイドを設置、また渋滞予測をホームページに掲載して交通の分散化を図る。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に『道の駅』が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるように防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存IT設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存IT設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 電線類の地中化を行う。
国道1号本宮地区（大津市）、竜が丘地区（大津市）、大路地区（草津市）、小柿地区（栗東市）の事業継続
- (2) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (3) 老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新
災害時の交通情報システムが有効活用できるよう交通管制センターの機能の充実と交通流監視カメラや情報板など関連交通安全施設の的確な維持管理・更新を行う。
緊急交通路を確保するため、主要交差点に設置された信号機電源付加装置の適切な維持管理・更新を行い、必要な交差点への移設や整備を的確に推進する。
- (2) 災害発生時における交通規制
緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速かつ的確な交通規制が実施されるよう関係団体と連携した実践的な交通規制訓練を実施する。
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラや車両感知器、交通情報板等の更新を行う。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所にて災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位：千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	19	675,184

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

違法駐車対策

- (1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立
- (2) 放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及

2 計画の内容

違法駐車対策

(1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立

放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及と、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務（確認事務）の委託業務の導入から12年が経過し、放置駐車車両の抑制および交通事故の減少など駐車実態が改善されてきたものと評価できる。

放置駐車対策は歩行者等の安全空間確保および交通の円滑等の良好な道路交通環境の整備を確立するうえで重要であり、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じたメリハリを付けた取締りを実施するため

- ・ 駐車監視員活動ガイドラインの見直し
- ・ 地域の意見要望、駐車実態の把握
- ・ 交差点、横断歩道およびその周辺や交通量の多い路線での取締りの強化を推進する。

(2) 放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及

運転者の責任を追及できない放置車両について、使用者に対する責任追及として

- ・定期的な訪問徴収活動および期間を定めた集中的な特別徴収活動の実施
- ・車検拒否制度と使用制限命令の確実な執行
- ・効果的な街頭活動による駐車モラル向上の推進
- ・悪質滞納者に対する差押え等の強制徴収の推進を図る。

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) きめ細かな駐車規制の推進
- (2) 補助制度を活用した駐車場の整備の推進

2 計画の内容

- (1) 地域住民や運輸業者等からの意見や要望を踏まえ、交通環境に応じたきめ細かな駐車規制の推進を図る。
- (2) 自治振興交付金（商店街基盤施設等整備事業）により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

- 道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。
- (1) 情報収集・提供体制の充実
 - (2) I T S を活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ・中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。
 - ・各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。
 - ・コミュニティ放送局は、市町の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。
- 滋賀県内では、平成30年4月1日までに4局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

(2) I T S を活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S や I T S スポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(13) 道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所ＣＣＴＶ画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別	(13) 道路交通情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) I T Sを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

- (1) 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者に対して、ニーズに即した交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通情報収集・提供体制の充実を図るとともに交通管制システムの充実・高度化を図る。
- (2) I T Sを活用した道路交通情報の高度化

交通管制システムの高度化を図ることにより情報提供を高度化し、交通分散による交通渋滞の解消に努め、交通の安全と円滑を図る。

種 別	(13) 道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

- 多様化するドライバーのニーズにこたえとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

- 必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置の新設、あるいは既設設備の更新を行い情報提供体制の充実を図る。

種 別	(13) 道路交通情報の充実
実施機関	中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

- 道路交通情報の充実

2 計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト（アイハイウェイ）等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応する。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

不法占用を調査し、適正化の指導を行う。

豊郷計量所において12回の特殊車両指導取締を行う。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
- (2) 地域に応じた安全の確保

2 計画の内容

- (1) 道路の使用および占用の適正化等

道路の使用許可にあたっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するよう適正な運用を行う。

- (2) 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、気象・路面状況等を収集して、情報提供を行う。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、近隣公園、地区公園、運動公園等の整備を推進する。

2 計画の内容

(単位：千円)

種 別	箇 所 数	事 業 費	
市 町 事 業	近 隣 公 園	2	3,800
	地 区 公 園	1	18,000
	総 合 公 園	3	552,756
	運 動 公 園	1	518,590
県 事 業	都 市 公 園	3	844,800
計		10	1,937,946